**追加レジュメ**

文責：佐藤

　　　　　　　　　　　　　企業の削除基準

インターネット上の情報の削除等については、発信者に対して求められるほか、プロバイダに対しても削除を求めることができる。最近では、検索事業者に対して検索結果等について削除等の対応が求められる場合がある。

**〇グーグル**

グーグル社（米国法人）は平成 26 年（2014 年）５月29日にＥＵ司法裁判所の判決に従う意向を表明し、同年６月26日から削除を開始。ＥＵ域内ドメインに限ってのＵＲＬの削除を行っており、平成26年（2015年）３月31日時点までで８１万件以上のＵＲＬ を評価し、削除判断を行い、そのうち約４割を削除している。また、平成26年（2014 年）７月 11 日に外部有識者８名とグーグル幹部２名から 構成される諮問委員会を設置したことを公表**。**諮問委員会の設置目的は、**「削除申請に対して、個人の「忘れられる権利」を公衆の知る権利と比較衡量することが求められており**、これはグーグルにとって新たな課題 であり、具体的な判断において適用すべき原則等に関する助言が必要である。」とされる。諮問委員会は、平成 27 年（2015 年）２月６日に報告書を公表している。

そして、この報告書の中でグーグルが削除リクエストを評価するための主要な基準を示した。

＜グーグル諮問委員会の報告書における４つの評価基準＞

１）データ主体の公的役割

明確に公的役割を担う人物（政治家、CEO、著名人、スポーツ選手等）については、削除は肯定されにくい 等

２）情報の性質

個人の強いプライバシーがあるとの判断へ傾く情報（私的な又は性生活に関する情報） 等

３）情報の出所

報道基準やベストプラクティスに沿った報道目的により公表された場合は、公衆の強い利益が認められる 等

４）時の経過

犯罪事実は、時が経過しても依然、公衆の利益が継続する場合もある（詐 欺行為、性的犯罪等） 等

**〇ヤフー**

ヤフー株式会社は、２０１４年１１月に「検索結果とプライバシーに関する有識者会議」を設置し、検索結果ページに表示される情報の削除について検討を行なった。このたび、上記会議の検討結果を踏まえ、インターネット上に自己のプライバシーに関する情報が掲載されていると考える方 （以下、被害申告者）から検索結果の非表示措置を求める申告を受けた場合の ヤフーの対応方針についてとりまとめ公表。

そこでは、ヤフーの検索結果の表示に関する考え方について、

１．プライバシー侵害に関する判断

２．検索結果の表示内容自体（ウェブページのタイトル、スニペット）の非表示措置に関する判断

３．プライバシー侵害とされる情報が掲載されているウェブページ（以下、 リンク先ページ）へのリンク情報の非表示措置に関する判断

の３つに分けて判断している。

１ プライバシー侵害に関する判断

**ヤフーは、被害申告者が非表示を求める情報について、その情報を公表されない被害申告者の法的利益とその情報を公表する理由との比較衡量を行う。**個別の事案に応じて考慮する事情としては、被害申告者の属性（公職者か否か、成年か未成年かなど）、記載された情報の性質、当該情報の社会的意義の程度、当該情報の掲載時からの時の経過等を考慮する。 なお、被害申告者の属性、記載された情報の性質についての考え方は概ね以下の通りである

（１）被害申告者の属性

①公益性の高い属性（「表現の自由」の保護の要請が高い属性）

・公職者（議員、一定の役職にある公務員等）

・企業や団体の代表・役員等、芸能人、著名人

②プライバシー保護の要請が高い属性

・未成年者

（２）記載された情報の性質

①プライバシー保護の要請が高い情報

・性的画像

・身体的事項（病歴等）

・過去の被害に関する情報（犯罪被害、いじめ被害）

②公益性の高い情報（「表現の自由」の保護の要請が高い情報）

・過去の違法行為 （前科・逮捕歴）

・処分等の履歴 （懲戒処分等）

③文脈等に依存する情報

・出生やそれに伴う属性

２ 検索結果の表示内容の非表示措置に関する判断

**検索結果の表示内容自体から（リンク先ページの記載を見るまでもなく） 権利侵害が明白に認められる場合は、当該権利侵害記載部分について非表示措置を講じる。**もっとも、検索結果上の記載内容は、検索キーワードによって変動するものであるため、検索キーワードを限定した上で非表示措置を講じる（原則として被害申告者の名前等の被害申告者と関係する合理的な 検索キーワードとした場合に限り）。 いかなる場合に、検索結果の表示内容自体から権利侵害の明白性が認められるかについては、個別の事案ごとに判断をすることになる。

３プライバシー侵害とされる情報が掲載されているウェブページへのリンク情報の非表示措置に関する判断

被害申告者からリンク先ページ管理者又はプロバイダに対して削除を命じる裁判所の判決（又は決定）の提出を受けた場合には、原則として非表示措置を講じる。もっとも、被害申告者から上記判決（又は決定）の提出がない場合でも、リンク先ページの記載から**権利侵害の明白性並びに当該侵害の重大性又は非表示措置の緊急性があるとヤフーにおいて認められる場合は、例外的に非表示措置を講じる**。権利侵害の明白性、重大性、緊急性の有無についても個別の事案ごとに判断することになるが、以下に挙げるような場合は、権利侵害 の重大性、緊急性が認められる可能性が高いと考える。

・ 特定人の生命、身体に対する具体的・現実的危険を生じさせうる情報が掲載されている場合

・ 第三者の閲覧を前提としていない私的な性的動画像が掲載されている場合

**☆ヤフーは前科や逮捕歴といった過去の違法行為などの「忘れられる権利」については踏み込まず、「既存のプライバシーの枠組みで判断しながら今後も議論していくべきだ」との見解にとどまった。**

プロバイダ責任制限法

正式名称…特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

プロバイダ…いわゆるISP（インターネットサービスプロバイダ）はもちろん、掲示板などのWebサイト管理者も含めた意味

ネットの匿名性とサイト運営者による個人情報保護という観点から、ネット上で誹謗中傷された被害者は特に保護されてこなかったが、2005年の「プロバイダ責任制限法」という法令の施行によって大きく改善した。

過去、サイト運営者を含むサービス提供者は、誹謗中傷やプライバシー侵害を受けた被害者から削除要請を受けても対策を取れなかった。なぜなら、いかに問題があろうと書き込みに勝手に削除や修正を行えば投稿者の著作権を侵害することになり、かといって悪質な書き込みを放置すると被害者の人権が損なわれるといったせめぎあいがあったからである。これらの行為を規制する法令は、刑法や著作権法等があったが、いずれもインターネット時代に即したものではなく、決め手になる基準がなかった。

プロバイダ責任制限法の内容

①損害賠償責任の制限

②発信者情報の開示請求に応じる義務

①損害賠償責任の制限

第三条 　特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

一 　当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。

二 　当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

２ 　特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 　当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。

二 　特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報（以下この号及び第四条において「侵害情報」という。）、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

【要約】

法的に削除命令をプロバイダ（掲示板等サイト運営者含む）に課すことが可能になることを定めた。例えば、インターネット上で誹謗中傷を受けたり、プライバシーがさらされたりしたケースでは、被害者はサイト管理者などに対して、掲載内容を削除するように求めることができます。管理者がこれに応じて削除を行なったとき、プロバイダ責任制限法によって、管理者は書き込みしたユーザーからの損害賠償の責任を免れるというもの。つまり、サイト運営者が、誹謗中傷書き込みや個人情報を特定できる書き込みに対し、削除依頼を無視して書き込みを放置し続けた場合に、被害者に対する損害賠償責任が発生する。

書き込みしたユーザーの権利保護を理由にした放置が許されなくなったという点において、プロバイダの管理責任は重くなったといえます。つまり、積極的に違法行為に荷担しなくても、放置するだけで法律に抵触するという意味で、いわゆる無作為責任が問われるようになった。

私見

1.Xの要求を認め検索エンジン事業者Yはリンクを削除(または非表示)するべきかどうか。

この点を考えるうえで最も重要なのは、Xが下着泥棒をしてしまった事実が公表されないという法的利益と、検索エンジン事業者Yの公表する理由とを比較衡量することである。検索サービスにおける検索結果の表示内容自体によるプラ イバシー侵害の成否についてこの判断手法を用いる場合、検索サービスの特性も踏まえると、比較衡量される諸事情としては、①当該表示の目的・性格、②当該記載を用いる意義・必要性・態様、③対象者の社会的地位・影響力・生活状況、④時の経過、⑤プライバシーに属する情報が伝達される範囲と被る具体的被害の程度等が考えられる。以下、検討していく。

　①当該表示はXが過去に下着泥棒をしてしまったという前科という性格を持ち、②ノンフィクション「逆転」事件(前回レジュメ7～8ページ参照)の判例の立場に立つと当該記載で実名を出してまで公表することを正当であるとするまでの理由はない。また、③Xは現在大学3年生で来年には就職活動を控えているという点、Xは社会復帰にも努めている点、④事件が解決してからすでに2年間が経過しているという点、⑤実名を入れて検索することで当該記事のリンクが検索結果にヒットしてしまう点、その実名検索という性質が後の就職活動に重大な影響を及ぼすことが予想できる点をすべて加味し、両者の表現の自由とプライバシーの権利を比較衡量したうえで、Xの要求を認め、検索エンジン事業者Yはリンクを削除(または非表示)するべきであると解する。

2.削除が認められる場合、どのような基準・どこまでの範囲において削除するべきか。

まず基準についてだが、これは私見1で述べた5つの基準をもとに削除するべきかどうかを判断するべきである。

　次にどこまでの範囲において削除するべきかであるが、非表示とすべき根拠がプライバシー侵害にあることと、検索サービス提供者が「表現の自由」や「知る権利」の保護の要請とのバランスに配慮すべき立場にあることを踏まえて、当該プライバシー侵害をもたらしている情報のみを非表示とすべきである。すなわち、検索結果のタイトル部分にプライバシー侵害情報がある場合にはタイトル部分を非表示措置とし、スニペット部分にプライバシー侵害情報がある場合にはスニペット部分を非表示措置とし、タイトル部分・スニペット部分の双方にプライバシー侵害情報がある場合には双方を非表示措置とする。なお、このうち、最も具体的な情報が表示される可能性が高いのはスニペットであるため、現実的には、スニペットのみを非表示措置とする事例が多くなるものと考えられる。

＜参考文献＞

・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H13/H13HO137.html

・株式会社エーディーシー　ネット削除依頼・発信者調査特定サービス　プロバイダ責任制限法　<http://tokutei.adc-system.jp/rule/>

2,015年3月30日　ヤフー・ジャパン有識者会議の報告書

<http://i.yimg.jp/i/docs/publicpolicy/blog/20150330/Policy.pdf>

2015年7月17日　総務省「ICTサービス安心・安全研究会」による「インターネット上の個人情報・利用者情報等の流通への対応について」の報告書

<http://www.soumu.go.jp/main_content/000369245.pdf>

ｉｎｆｏｃｏｍ『「忘れられる権利」のフォローアップ～EUデータ保護規則案における規律と日本における議論状況～』

<http://www.icr.co.jp/newsletter/law20150911-nakashima.html>